

平成29年12月7日
総長 裁定

国立大学法人北海道大学における反社会的勢力 に対する基本方針

国立大学法人北海道大学（以下「本学」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 本学は、本学の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力との一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じません。
2. 前項において、反社会的勢力からの不当要求に対し、本学は、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切、応じません。
3. 本学は、反社会的勢力による被害を防止するため、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。
4. 本学は、反社会的勢力に対する資金提供及び便宜供与を一切行いません。
5. 本学は、前4項に規定する措置を講ずるに当たり、反社会的勢力に対応する役職員及び関係者の安全を確保するとともに、組織的な対応を行います。